

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------------------|
| 13 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢吹町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

矢吹町長

公表日

令和7年11月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|------------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された以下の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none">令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金令和6年度矢吹町住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金令和6年度子育て世帯生活支援特別給付金定額減税補足給付金(不足額給付)令和6年度矢吹町物価高騰対策給付金(3万6千円支給・子ども加算) |
| ③システムの名称 | 1. 住民税システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 臨時特別給付金システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 住民税非課税世帯特別給付金支給対象者ファイル 宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第100項、第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)(以下、別表第一主務省令)第73条、第74条 ・別表第一主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 7号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第一 第100項、第101項 別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第59条の4 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号) (情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用) ■情報提供 行わない |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務課、子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 矢吹町役場 総務課、子育て支援課 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: (総務課)0248-42-2117 (子育て支援課)0248-42-2230 FAX: (総務課)0248-42-2587 (子育て支援課)0248-42-2138 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 矢吹町役場 企画・デジタル推進課 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-21-9110 FAX: 0248-42-2587 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年5月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年5月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、複数人による確認作業を行うこととしている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | システムへのアクセスが可能な職員は、ID、パスワードによるユーザー認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行う対策を講じていることから、権限の無い者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 令和4年2月9日 | 初版作成 | | | | |
| 令和4年11月25日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に | 事後 | |
| 令和4年11月25日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 1. 住民税システム 2. 収納滞込・滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー | 1. 住民税システム 2. 収納滞込・滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 臨時特別給付金システム | 事後 | |
| 令和4年11月25日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第100項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)(以下、別表第一主務省令) 第73条 ・別表第一主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 5号 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第100項、第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)(以下、別表第一主務省令) 第73条、第74条 ・別表第一主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 7号 | 事後 | |
| 令和4年11月25日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第一 第100項 別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第59条の4 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号) (情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用) ■情報提供 行わない | ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第一 第100項、第101項 別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第59条の4 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号) (情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用) ■情報提供 行わない | 事後 | |
| 令和4年11月25日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年2月1日時点 | 令和4年11月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年11月25日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年2月1日時点 | 令和4年11月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年5月8日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に | 事前 | |
| 令和5年5月8日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 企画総務課 | 総務課、子育て支援課 | 事前 | |
| 令和5年5月8日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 矢吹町役場 企画総務課 総務係 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-42-2117 FAX: 0248-42-2587 | 矢吹町役場 総務課、子育て支援課 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: (総務課)0248-42-2117 (子育て支援課)0248-42-2230 FAX: (総務課)0248-42-2587 (子育て支援課)0248-42-2138 | 事前 | |
| 令和5年5月8日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先 | 矢吹町役場 企画総務課 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-42-2117 FAX: 0248-42-2587 | 矢吹町役場 企画・デジタル推進課 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-21-9110 FAX: 0248-42-2587 | 事前 | |
| 令和7年6月6日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金」の支給 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された以下の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ・令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和6年度矢吹町住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金 ・令和6年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・定額減税補足給付金(不足額給付) ・令和6年度矢吹町物価高騰対策給付金(3万6千円支給・子ども加算) | 事後 | |
| 令和7年6月6日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年5月1日時点 | 令和7年5月1日時点 | 事後 | |